

## 奈良県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十五年九月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市柚ノ川町八六の三・別所町四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
  - 三 解除の理由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）